

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（地域密着型通所介護）

※下記一覧はあくまで参考であり、状況によって追加の書類が必要となる場合もあります。

※あんしん介護予防事業（介護予防通所介護相当サービス）については、別に届出が必要となりますので、ご注意ください。

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算を取り下げる場合は不要）

事業所に関する変更	事業所に関する変更												加算												休止	再開	廃止					
	運営規程												LIFEへの登録	職員の欠員による減算	算生じている場合の対応が一定以上と	時間延長サービス体制	入浴介助加算	中重度者ケア体制加算	個別機能訓練加算	ADL維持等加算Ⅲ	認知症加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養アセメント・栄養改善体	口腔機能向上加算	科学的介護推進体制加算	サービス提供体制強化加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援	事業の休止※注6	休止から再開	事業の廃止	
提出書類	氏法人の名称・住所※注1	法人的電話番号・FAX番号	建物の構造・専用区画等	2管理者に関する変更※注1	宿泊サービスの届出	事業所の所在地	事業所の名称	供営時間	事業日・営業時間・サービス提	利用定員	従業者※注4	利用料	通常の事業実施地域	算生じている場合の対応が一定以上と	時間延長サービス体制	入浴介助加算	中重度者ケア体制加算	個別機能訓練加算	ADL維持等加算Ⅲ	認知症加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養アセメント・栄養改善体	口腔機能向上加算	科学的介護推進体制加算	サービス提供体制強化加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援	事業の休止※注6	休止から再開	事業の廃止		
変更届出書（様式第3）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△						
運営規程の新旧対照表（参考様式12）※注7	△			△		○	○	○	○	○	○	○			○											△						
運営規程※注7	△			△		○	○	○	○	○	○	○			○											○						
法人の登記事項証明書	○																															
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式3）【変更日から4週間分】				○		○	○	○								●	●	●	●	●	●				○							
誓約書（参考様式1）※注8	△																															
事業所一覧（参考様式15）※注9	○	○																														
辞令、雇用契約書又は労働条件通知書等の雇用関係がわかるもの				○																												
資格証明書（写し）（氏名の変更がある場合は、戸籍抄本等の変更内容が確認ができるものを添付）																●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
・平面図（参考様式5）【変更前の図面も添付】				○		○	○									●																
・主要な場所の写真（参考様式8）																																
賃貸借契約書、法人所有の場合は所有関係が分かるもの（不動産の登記事項証明書、固定資産税納税通知書の写し等）			△			○																										
指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する開始・変更・休止・廃止・再開届出書					○																											
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算様式1）															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（加算様式2）【変更部分にのみ「あり」「なし」を記載すること】															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
各種加算体制届出書（加算別紙15）※注12																●				●	●	●	●	●	●	●	●	●				
中重度者ケア体制加算計算書（加算別添15-1）																●																
協力医療提供施設との協定書等の写し																	●															
認知症加算計算書（加算別添15-2）																		●														
サービス提供体制強化加算計算書（加算別添15-3）																			●													
ADL維持等加算届出書（加算別紙15-4）																		●														
感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価届出様式（加算別紙15-5）															○																	
廃止・休止・再開届出書（様式第9）																													○	○	○	
・事業再開に向けての取組状況を記載した書類 ・利用者の引継状況が分かる書類 ・休止及び廃止における誓約書（参考様式13） ・職員の募集広告等																												○				
・利用者の引継状況が分かる書類 ・休止及び廃止における誓約書（参考様式13） ・指定（更新）通知書の原本																														○		
業務管理体制に係る届出書※注13	△	△																													△	
老人福祉法の届出※注14	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○															○	○	○	

注1) 法人の代表者又は管理者を変更する場合は、変更届出書の「変更の内容」に法人代表者又は管理者の氏名（ふりがな記載）、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。

注2) 兼務関係の変更も届出が必要です。兼務関係に変更があった場合は、運営規程も変更してください。

注3) この一覧に記載の書類に加えて提出書類があります。詳しくは、市ウェブサイト「【重要】新規指定等における建物の建築基準法及び消防法の適合確認について（ID:1038890）」を参照してください。

注4) 人員変更は特例措置があります。詳しくは、市ウェブサイト「変更届に関する運営規程に記載する従業員の「員数」の取り扱い (ID:1038883)」を参照してください。

注5) 市ウェブサイト「処遇改善加算、特定処遇改善加算及びベースアップ等加算の届出について (ID:1008379)」を確認してください。

注6) 休止届は、やむを得ず人員基準等を満たさなくなってしまったが、法人として事業継続の意思を有する場合における届出であり、
休止するに至るまでの期間も含めての届出である。

状況によっては、当てはまらない場合もありますので十分検討してください。

注7) 各種変更等により、運営規程の変更が生じる場合は、新旧対照表とともに添付してください。変更が生じない場合は添付する必要はありません。

注8) 別紙③を添付してください。なお、住所及び氏名の変更のみの場合は、添付する必要はありません。

注9) 同一法人に複数の事業所がある場合は、代表となる事業所の変更届に、法人が運営する一宮市内すべての事業所を記載する。

注10) 加算要件を満たす機能訓練指導員の資格証明書を提出してください。

注10) 加算要件を満たす機能訓練指導員の資格証明書を提出してください。

注11) 足貫減の場合は、添付する必要はありません。

注12) この一覧に記載の必要書類とともに、各種加算体制届出書（加算別紙15）に記載の添付書類を提出してください。

注13) 市ウェブサイト「業務管理体制について（ID：1038877）」を確認してください。

注14) 市ウェブサイト「老人福祉法等に関する届出について (ID : 1036841)」を確認の上、併せて提出してください。